

村山庁舎の安全対策や事故・災害対策及び避難対応の強化、 セキュリティ強化について

□ 村山庁舎の警備強化

平成27年8月7日付けで、国立感染症研究所は感染症法に定める特定一種病原体等所持施設として厚生労働大臣から指定されたことに伴い、以下のとおり村山庁舎の警備強化を行っている。

- 正面ゲートに警備員を立哨させ村山庁舎への入庁者（職員を含む）をチェック。
- 庁舎内では身分証明書及び来訪者バッチを常時表示。
- 敷地内に駐車する車両は「駐車票」の表示を徹底。
- 正面ゲートは常時閉門。

※今後、更なるセキュリティ対策の強化を実施する予定。

□ 村山庁舎 B S L 4 施設のセキュリティ強化

- 外周のフェンスを改修し高くすることで、不審者の侵入を防ぐ
- 敷地内の監視カメラを増設し、更に監視体制を強化する
- 管理棟（警備員が常駐する）から 8 号棟への渡り廊下の設置
- 8 号棟へ監視カメラ等の増設

□ 施設及び施設周辺の安全対策や事故・災害対策及び避難対応の強化

国立感染症研究所村山庁舎の運営等については、武蔵村山市長からの要望にあるとおり、災害や事故に備えるため、市や警察等の関係機関とも連携し、周辺住民に対する円滑な連絡や状況説明について、責任を持って対応する体制を構築します。

更に、施設周辺の安全対策や事故・災害対策及び避難対応についても、適切に対応します。

具体的には、市や警察等の関係機関の協力を得ながら、施設周辺の安全対策や事故・災害対策及び避難などの対応等について、10月から11月を目途にまとめていきたい。